

○白河市聖ヶ岩ふるさとの森条例施行規則

平成 27 年 7 月 1 日規則第 31 号

白河市聖ヶ岩ふるさとの森条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、白河市聖ヶ岩ふるさとの森条例（平成 27 年白河市条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用手続等)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により聖ヶ岩ふるさとの森（以下「ふるさとの森」という。）の利用の許可を受けようとする者は（条例第 3 条に規定するキャンプ場の利用の許可を受けようとする場合にあつては 7 日前までに）、聖ヶ岩ふるさとの森施設等利用許可申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申請書に關係書類を添付させることができる。

3 第 1 項の規定による許可の順序は、聖ヶ岩ふるさとの森施設等利用許可申請書を受理した順序に従い、同時に受理したときは、協議又は抽選によりこれを定める。

4 市長は、第 1 項の規定による許可をしたときは、当該許可をした者に対し、聖ヶ岩ふるさとの森施設等利用許可書（第 2 号様式）を交付するものとする。

(許可事項の変更の手続等)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項後段の許可を受けようとする者は、市長に聖ヶ岩ふるさとの森施設等利用許可変更申請書（第 3 号様式）を提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可をしたときは、当該許可をした者に対し、聖ヶ岩ふるさとの森施設等利用許可変更許可書（第 4 号様式）を交付するものとする。ただし、その許可については、口頭により行うことができる。

(許可書の携帯)

第 4 条 ふるさとの森の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、ふるさとの森を利用するときは、聖ヶ岩ふるさとの森施設等利用許可書を携帯し、市長の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(使用料の後納)

第 5 条 条例第 6 条第 2 項ただし書の規定による使用料の後納の申請があつた場合において、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料を後納とすることができる。

(使用料の減免及びその手続)

第 6 条 条例第 7 条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる施設等は、次に掲げるものとする。

(1) ビジターセンター関係

ア ひじりの場（研修室）

- イ ふどうの場（研修室）
- ウ こもれび（読書室）
- エ ホワイエ
- オ ボルダリング・ロープクライミング

(2) キャンプ場関係

- ア 施設整備費
- イ テントサイト
- ウ バンガロー（Aタイプ）
- エ バンガロー（Bタイプ）
- オ 布団セット
- カ 炊飯用鍋
- キ 焼肉鉄板（大）
- ク 焼肉鉄板（小）

2 前項の施設等の使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 市（市の機関を含む。）が利用する場合 全額
- (2) 国又は他の地方公共団体若しくは公共的団体等が利用する場合 全額
- (3) その他市長が特に必要と認める場合 100分の50に相当する額

3 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第2条第1項の規定により聖ヶ岩ふるさとの森施設等利用許可申請書を提出する際に併せて聖ヶ岩ふるさとの森施設等使用料減免申請書（第5号様式）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請により使用料の減免を決定したときは、聖ヶ岩ふるさとの森施設等使用料減免決定通知書（第6号様式）を交付するものとする。

（使用料の返還及びその手続）

第7条 条例第8条ただし書の規定により既に納めた使用料の全部又は一部を返還する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 災害又は利用者の責めに帰さない理由によりふるさとの森が利用できなくなったとき 全額
- (2) ふるさとの森を利用しようとする日の5日前までに利用の取りやめを申し出た場合で相当の理由があると認めたとき 100分の50に相当する額

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、聖ヶ岩ふるさとの森施設等使用料返還申請書（第7号様式）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

（施設等の変更の手続）

第8条 利用者は、条例第10条ただし書の許可を受けようとするときは、特別の設備をしようとする内容又は現状の変更をしようとする内容を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(原状回復後の処理)

第9条 条例第11条の規定により原状に回復したときは、利用者は、その旨を市長に報告し、その確認を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第10条 市長は、条例第12条第1項の規定により利用の許可を取り消し、又は変更したときは、聖ヶ岩ふるさとの森施設等利用許可取消(変更)通知書(第8号様式)により利用者に通知する。

(遵守事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) ふるさとの森の施設、設備、備品等を破損し、又は亡失しないこと。
- (2) ふるさとの森における風紀及び秩序を乱さないこと。
- (3) ふるさとの森における清潔及び整頓を保持すること。
- (4) その他市長の指示する事項

(損傷等の届出)

第12条 ふるさとの森の施設、設備等を滅失し、又は損傷した者は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、ふるさとの森の管理その他この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条、第3条及び第6条の規定による許可の手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。